

## 平成 2 1 年旭市議会第 2 回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 1 年 6 月 2 2 日（月曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

---

#### 出席議員（ 2 4 名）

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 1 番 | 伊 藤 保   | 2 番   | 島 田 和 雄 |
| 3 番 | 平 野 忠 作 | 4 番   | 伊 藤 房 代 |
| 5 番 | 林 七 巳   | 6 番   | 向 後 悦 世 |
| 7 番 | 景 山 岩三郎 | 8 番   | 滑 川 公 英 |
| 9 番 | 嶋 田 哲 純 | 1 0 番 | 柴 田 徹 也 |

1 1 番 木 内 欽 市  
 1 3 番 日 下 昭 治  
 1 5 番 林 俊 介  
 1 7 番 林 一 雄  
 1 9 番 嶋 田 茂 樹  
 2 1 番 高 橋 利 彦  
 2 4 番 神 子 功

1 2 番 佐久間 茂 樹  
 1 4 番 平 野 浩  
 1 6 番 明 智 忠 直  
 1 8 番 高 木 武 雄  
 2 0 番 向 後 和 夫  
 2 2 番 林 正一郎  
 2 6 番 林 一 哉

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良  
 教 育 長 米 本 弥榮子  
 総 務 課 長 平 野 哲 也  
 企 画 課 長 堀 江 隆 夫  
 税 務 課 長 野 口 徳 和  
 環 境 課 長 平 野 修 司  
 健康管理課長 小長谷 博  
 高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明  
 農 水 産 課 長 林 清 明  
 都市整備課長 伊 藤 恒 男  
 会 計 管 理 者 高 山 重 幸  
 水 道 課 長 横 山 秀 喜  
 学校教育課長 平 野 一 男  
 国体推進室長 高 野 晃 雄  
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 伊 藤 浩  
 病院事務次長 石 鍋 秀 和

副 市 長 増 田 雅 男  
 病院事務部長 渡 辺 清 一  
 秘書広報課長 米 本 壽 一  
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦  
 市 民 課 長 増 田 富 雄  
 保険年金課長 花 香 寛 源  
 社会福祉課長 在 田 豊  
 商工観光課長 神 原 房 雄  
 建 設 課 長 北 村 豪 輔  
 下 水 道 課 長 佐 藤 邦 雄  
 消 防 長 菅 谷 衛 一  
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫  
 生涯学習課長 野 口 國 男  
 監 査 委 員 長 林 久 男  
 事 務 局 長 堀 川 茂 博  
 国 民 宿 舎 支 配 人 鈴木 清 武  
 病院經理課長

事務局職員出席者

事務局 長 加 瀬 寿 一

事務局 次 長 石 毛 健 一

-----

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

-----

#### 日程第1 常任委員長報告

- 議長（向後和夫） 議案第1号から議案第7号までの7議案と請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。  
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

- 公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

訪問看護ステーションは、今後、介護保険の指定居宅サービス事業所として認定されるわ

けだが、他のサービスまで広げる予定はあるのか、また、事務所の設備等はどのくらいかかるのかとの質疑では、この訪問看護ステーションは、精神科を中心として、患者が退院後そのまま在宅で安心して生活ができるようにするという事で、現在は考えているが、今後、訪問看護師の数が増え、そして看護師とこのサービスを受ける方の家族との人間関係ができたときには、高齢者の方の在宅なり、一般の方も見ていくような形になるのではないかと考えている。

設備費については、軽自動車4台分の購入費用として500万円程度、そのほかではパソコンや洗濯機が必要となるが、数十万円程度の予算で収まると思っている。また、訪問看護ステーションは飯岡診療所の2階に設置するため、改装はプレートを貼る程度で対応できると思っているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第3号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年6月22日、公営企業常任委員長、日下昭治。

○議長（向後和夫） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第6号、工事委託契約の締結についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

この工事委託の旭中央ポンプ場建設について、簡単に言えば、中央病院のために新しくポンプアップするわけなので、中央病院が完成するのと同時に使える工程にならないのかとの質疑では、ポンプ場の計画については、平成21年度から3か年計画で整備を進めていく予定であるが、中央病院の供用開始と併せて完成させますとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、

議案第 6 号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年 6 月22日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

○議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 6 月 9 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、指定管理者の指定についての 4 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 6 月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第 2 号の主な質疑について申し上げます。

平成17年 7 月から、いろいろな事情により児童遊園というものが条例から削除されているが、管理や子どもたちの推移、また児童遊園という立場を併せた上で、今後、どのようにされていくのかとの質疑では、まず、地元の意向を最大限に考え、それから利用の実態や地域的なバランスというものを踏まえながら、地元の区長さんなどと公園の必要性等を十分に協議して、決定をしていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4 議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成21年 6 月22日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇を願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第5号、財産の取得についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入ということであるが、こういった災害に対応するのか、また、入札の基準となる設計金額はどのように積算されたのかとの質疑では、この車両は、通常の火災を含め、あらゆる災害を想定したものである。主なものとしては、給水装置を積載しており、地震等の災害発生時に給水車として使用ができることや、水600リットルと消火剤2リットルを混合させ、泡で消火するシステムが装備されており、約10トン分の水を放水したのと同じ効果が得られるなどの特長がある。

また、車両の設計金額については、2社から見積もりを取り寄せて、それを参考に消防本部で設計をしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第5号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成21年6月22日、総務常任委員長、佐久間茂樹。

○議長（向後和夫） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

---

## 日程第2 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第７号までの７議案について採決いたします。

議案第１号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市重度心身障害者医療助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、工事委託契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

-----

### 日程第 3 常任委員長請願報告

- 議長（向後和夫） 日程第 3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

( 文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇 )

- 文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る 6 月 9 日の本会議において、本委員会に付託されました請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第 2 号、「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願 2 件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は 6 月 17 日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに教育長ほか担当課より、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、請願第 1 号については特に意見はなく、請願第 2 号については 20 校ある学校施設の中で、まだ和式トイレが多くあり、家庭環境が進む中で、今の時代と併せてしっかりと施設整備が必要であるとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願 2 件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成 21 年 6 月 22 日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する常任委員長の報告は終わりました。

-----

#### 日程第4 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより請願第1号、請願第2号の請願2件について採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前 10 時 39 分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第 2 号、国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第 3 号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定についての 3 発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、嶋田茂樹委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

嶋田委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

- 議会運営委員長（嶋田茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

本日、提出されました発議案は、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第 2 号、国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第 3 号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定についての 3 発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第 2 回定例会議事日程（その 2）、本日 6 月 22 日月曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第 1、発議第 1 号から発議第 3 号までの 3 発議案を上程。追加日程第 2、提案理由の説明。追加日程第 3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第 1 号から発議第 3 号までの 3 発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

-----

#### 追加日程第 1 発議案上程

○議長（向後和夫） 追加日程第 1、発議案上程。

発議第 1 号から発議第 3 号までの 3 発議案を上程いたします。

発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

発議第 2 号 国における平成 22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

発議第 3 号 旭市議会の議員の定数を定める条例の制定について

-----

#### 追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（向後和夫） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号及び発議第 2 号について、文教福祉常任委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） それでは、発議第 1 号及び発議第 2 号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上

をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりでなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊か

な人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

- 議長（向後和夫） 続いて、発議第3号について、議会運営委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇をお願いします。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

- 議会運営委員長（嶋田茂樹） それでは、発議第3号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、旭市議会議員の定数を22人とし、本年7月1日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から施行するものであります。

定数を22人と提案するにあたっては、まず、その経緯についてお話をさせていただきますが、昨年6月に議会運営等の見直しを図るため、議会改革検討委員会が設置され、そこで議

会改革等について半年かけて協議をいたしました。その成果については、既に実施されておりますが、本会議の議事の記録方法を速記法から録音機による録音に改め、速記者を廃止して、経費の節減を図り、また、市民に、より開かれた議会の実現に向けた一歩として、この第2回定例会から開始いたしました本会議の議会ライブ中継インターネット配信等でございます。

そして、その中の一つとして、議員定数の見直しを検討して参ったものであります。

議員定数については、その議会改革検討委員会からの報告ですと、同規模の近隣市、北総管内ですが、人口5万人以上から10万人未満の市、当市を含めまして、8市がございますが、その条例定数の平均値を見ると23.9人であったこと、また、その8市の議員1人当たりの人口割合の平均が2,986.6人で、当市は平均値より低い数値であり、当市の定数を24人とした場合には、2,902.2人となることから、昨年の12月に24人と報告されました。

しかしながら、現在の状況は、同規模の人口を持つ隣の銚子市において、議員定数を26人から21人とするなどの動向が見られ、そのような状況を勘案して、現定数26人から4人減員の22人としたものであります。

以上、よろしくご審議の上、議員の各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由いたします。

○議長（向後和夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

---

### 追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

発議第2号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

発議第3号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について、一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

-----

#### 追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

- 議長（向後和夫） ここで、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年8月17日に満了いたしますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、これに伴うべき委員の選挙を行いたいと思います。

おはかりいたします。旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、

直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員には、常世田清志氏、昭和10年3月26日生まれ、旭市八の297番地。石毛恒男氏、昭和12年2月23日生まれ、旭市後草2024番地。石橋清氏、昭和5年12月5日生まれ、旭市萩園1207番地1。飯田博之氏、昭和12年6月22日生まれ、旭市萬力2359番地。以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました常世田清志氏、石毛恒男氏、石橋清氏、飯田博之氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員に当選をされました。

続いて、旭市選挙管理委員会補充員には、伊藤新市郎氏、昭和8年3月7日生まれ、旭市塙1446番地。高安勇氏、昭和12年8月24日生まれ、旭市口の1462番地1。宮内正己氏、昭和15年9月26日生まれ、旭市後草2014番地5。花香勝久氏、昭和15年10月19日生まれ、旭市萬歳873番地。以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会補充員の当選人と定

めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました伊藤新市郎氏、高安勇氏、宮内正己氏、花香勝久氏、以上の方が旭市選挙管理委員会補充員に当選をされました。

次に、補充の順番について、おはかりいたします。補充の順番は、議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順番は、指名した順序により、第１順位、伊藤新市郎氏、第２順位、高安勇氏、第３順位、宮内正己氏、第４順位、花香勝久氏に決定しました。

-----

#### 日程第５ 事務報告

○議長（向後和夫） 日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告申し上げます。

１つ、図書及びDVD一式を干潟ライオンズクラブ様より３月30日受納いたしました。

１つ、液晶テレビ２台を石橋正巳様、伊藤孝様、菅谷旭様から３月31日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（向後和夫） 事務報告は終わりました。

-----

#### 日程第６ 閉 会

○議長（向後和夫） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。  
長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 2分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 向 後 和 夫

副 議 長 林 一 雄

議 員 佐久間 茂 樹

議 員 日 下 昭 治